

先端設備等導入計画の認定受付中！

～固定資産税（償却資産）の特例措置等 様々な支援が受けられます～

令和6年度までに「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定後令和7年3月31日までに取得した新規設備については、固定資産税（償却資産）の課税標準が軽減され、さらに制度融資「SDGsよこはま資金」の利用などの支援が受けられます。

随時申請を受付けていますので、設備投資をお考えの中小企業者（中小企業・個人事業主）の皆様はぜひ先端設備等導入計画の申請をご検討ください！

認定を受けた事業者が利用可能な主な支援

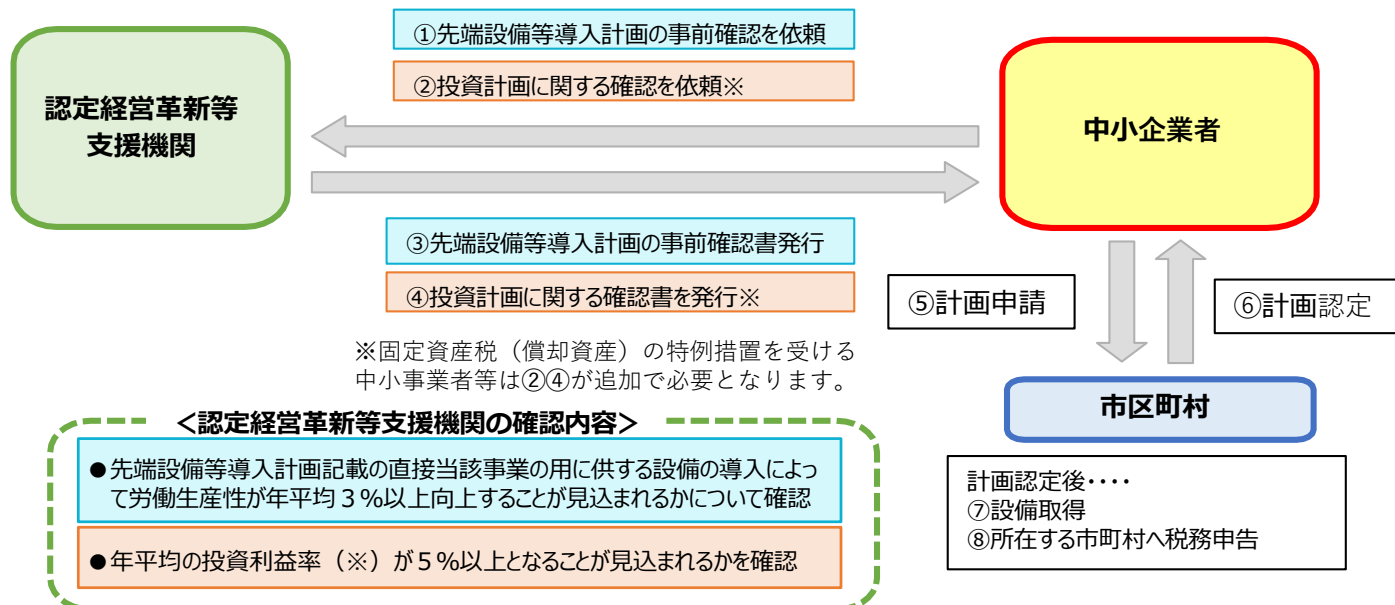
新規設備投資に係る固定資産税(償却資産)が下記の通り軽減になります！

- （従業員に対する賃上げ表明がある場合）4年間、課税標準を1/3に軽減
- （従業員に対する賃上げ表明がない場合）3年間、課税標準を1/2に軽減

最長15年
保証料1/4助成

「SDGsよこはま資金」をご利用いただけます！

「先端設備等導入計画」の申請から認定までの流れ



※注意事項

【計画申請】

- ・ 申請は原則郵送
- ・ 計画は設備取得前に認定
- ・ 経営革新等支援機関（IDEC横浜など）の確認を受ける必要があります。

【賃上げ方針の表明】

- ・ 4年間、固定資産税（償却資産）の課税標準を1/3に軽減する特例措置を受けるためには賃上げ表明が必要です。
- ・ 賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。
- ・ 変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することは出来ません。

対象設備の種類

- ◆ 機械装置
- ◆ 器具備品
- ◆ 工具
- ◆ 建物附属設備

※認定対象に該当するか不明な際は裏面お問合せ先にご連絡ください。

「先端設備等導入計画」について

「先端設備等導入計画」は中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）が策定する計画です。**3～4年間の計画期間内に先端設備等を導入して、労働生産性を年平均3%以上向上させること、投資利益率を年平均5%以上となることを目的に策定します。**

認定の申請を行う前に認定経営革新等支援機関の事前確認が必要です。事前確認後下記の郵送先へ必要書類をご送付ください。

必要な様式のダウンロード、要件の確認は経済局のホームページをご確認ください。

☞ <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/sentan.html>

※固定資産税（償却資産）の特例措置を受ける場合には、別途手続きが必要です。

詳細は、よこはま市税のページをご確認ください。

☞ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/jigyosya/shizei/koteishisan/sentansetubi2024.html>

IDEC横浜（認定経営革新等支援機関）で相談可能です！

認定経営革新等支援機関の一つであるIDEC横浜に「先端設備等導入計画」の作成及び認定などの相談が受けられます。また、策定した「先端設備等導入計画」の事前確認も依頼することができます。ぜひお気軽にご利用ください。

問合せ先 ☞ **相談をご希望の方は必ず電話でご予約**ください。

(公財) 横浜企業経営支援財団 経営支援部 イノベーション支援課
〒231-0021 横浜市中区日本大通11番地 横浜情報文化センター7階
TEL: 045-225-3733 FAX: 045-225-3738

設備資金の調達を支援！（「SDGsよこはま資金」）

「先端設備等導入計画」の認定を受けた方が、計画に従って先端設備等を導入する際の資金調達については、制度融資「SDGsよこはま資金」をご利用いただけます。

◆「SDGsよこはま資金」の特長

- 融資期間：最長15年（据置12か月以内を含む） ○信用保証料の1/4を市が助成
- 融資限度額：2億8,000万円以内（融資額5,000万円を上限）
- 融資利率：固定金利 1年以内：年0.9%以内 3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内
10年以内：年1.6%以内 15年以内：年1.8%以内

【融資のお申込み先】 ホームページに記載の取扱金融機関窓口へお申し込みください。

☞ <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/sdgs-yokohama.html#toriatukai>

※融資のご利用には、取扱金融機関及び横浜市信用保証協会の審査が必要です。
本チラシは制度の概要をお知らせすることを目的としたもので、一切の融資・保証をお約束するものではありません。

お問合せ・申請先

●「先端設備等導入計画」認定申請の郵送先及び制度全体に関するお問合せ先

➢ 横浜市経済局ものづくり支援課宛 「先端設備等導入計画認定申請書類在中」
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 31階
TEL: 045-671-3490 FAX: 045-664-4867（平日8:45～17:15）
E-mail: ke-sentan@city.yokohama.jp

●固定資産税（償却資産）の特例措置に関すること

➢ 横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）
TEL: 045-671-4384 FAX: 045-663-9347（平日8:45～17:15）

●制度融資「SDGsよこはま資金」に関するお問合せ先

➢ 横浜市経済局金融課
TEL: 045-671-2592 FAX: 045-664-4867（平日8:45～17:15）

【参考】制度融資ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/yushi.html>